

生涯学習スポーツ振興課

港区スポーツセンターの臨時休館について

報告内容

みなとパーク芝浦の電気設備自主点検のため、港区スポーツセンター条例第4条の規定に基づき、港区スポーツセンターを臨時休館します。

1 理由

みなとパーク芝浦の施設全体で、電気事業法第42条及び同施行規則第50条の規定に基づき、電気設備自主点検を行います。各電気設備機器を停止し、特別高圧受電設備や災害時の非常用発電等を使用する機器の点検作業を行うことから、点検期間中は、みなとパーク芝浦全館が停電となるため、スポーツセンターを臨時休館します。

2 臨時休館日

令和6年11月16日（土）から令和6年11月17日（日）まで

3 告示日

令和6年7月25日（木）

4 周知方法

広報みなと（9月1日号）、区ホームページ、区X、施設へのポスター掲示等により周知します。